

衆議院総務委員会ニュース

平成26.5.8 第186回国会第19号

5月8日(木)、第19回の委員会が開かれました。

1 ①行政不服審査法案(内閣提出第70号)

②行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第71号)

③行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第72号)

- ・新藤総務大臣、上川総務副大臣、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

(質疑者及び主な質疑内容)

大西英男君(自民)

- ・今回の行政不服審査法等の改正の意義及び目的について、大臣の見解を伺いたい。
- ・公正性の確保のため、審理手続において審理員制度及び行政不服審査会等への諮問制度を導入する意義について、大臣の見解を伺いたい。

濱村進君(公明)

- ・第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続を導入し、行政不服審査に係る仕組みを変更することで、行政内部の自己反省及び改善機能に与える影響について、大臣の見解を伺いたい。
- ・現行制度の基準や運用に問題があって不服申立件数が多い場合もあることから、申立てを契機として、行政制度及び運用の改善・見直しにつなげることについて、総務省の見解を伺いたい。

福田昭夫君(民主)

- ・不服申立て前置を大幅に見直すことの効果について、総務省の見解を伺いたい。
- ・審理員による審理手続及び第三者機関による点検等により、権利救済の公平性を担保するための独立性・専門性が確保されることについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・民主党政権で検討されていた強力な独立性と専門性を有する審理官制度を創設すれば、今回の第三者機関は不要であり、審理の公正性の向上にもつながると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

奥野総一郎君(民主)

- ・行政不服審査会を設けず、審理員制度をより中立公正に運営することで公正性を担保すれば、簡易・迅速性に資すると考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・審査庁から切り離して採用した審理官による客観的な意見書を基に大臣が裁決を行い、その責任は大臣が負う仕組みにすべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・審理員となるべき者の名簿の作成が審査庁の義務とされず、努力義務とされている理由について、総務省に伺いたい。

西野弘一君(維新)

- ・平成20年に提出された行政不服審査法案(第169回国会閣法第76号)では、盛り込まれていなかった審査請求人等による提出書類等の閲覧における謄写など現行法からの具体的改善点について、総務省の見解を伺いたい。
- ・地方公共団体の行政不服審査における第三者機関の設置については、団体の規模の違いなどによる自由度を高めるべきと考えるが、総務省の見解を伺いたい。
- ・地方公共団体の第三者機関に諮問されると想定される行政不服審査の内容及び件数と第三者機関の委員の人の在り方について、総務省に伺いたい。

上 西 小百合君（維新）

- ・不服申立ての審理における公正性の確保の必要性について大臣の見解を伺いたい。
- ・規模の小さな地方公共団体の不服申立ての審理における審理員の人選等に当たって、公正性を確保する上での課題及びそれに対する総務省の支援について、大臣の見解を伺いたい。
- ・地方公共団体に設置される第三者機関の委員選定における人材不足及び人選の偏り等の懸念についての見解とこのような課題に対する総務省の支援策に関して、総務省に伺いたい。

佐 藤 正 夫君（みんな）

- ・不服申立て制度を十分に理解していない利用者のために、相談窓口の設置や、情報提供をするよう各府省へ強く働きかける必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・天下り先となりかねない行政不服審査会を新たに総務省に設置する必要性と、これを内閣府に設置する検討の有無について、総務省に伺いたい。
- ・審査請求期間については、請求者の立場から3か月ではなく、行政事件訴訟法に合わせて6か月とすべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・今回、行政不服審査の異議申立ての手続を廃止して審査請求に一元化する理由について、総務省の見解を伺いたい。
- ・現行の異議申立てを廃止し、これに代えて一部の個別法においてより簡易な手続である再調査の請求を新たに設けることは、国民の権利救済の後退になると考えるが、総務省の見解を伺いたい。
- ・国税通則法における現行の異議申立てと、改正後の再調査の請求との相違について、財務省に伺いたい。